

消費料確認通知書

確認番号 (は一01) 4032210号

この度、ご通知致しましたのは、貴方が契約されている商品に対して、料金の未払いもしくは契約不履行に、契約会社が貴方に対して訴訟を、管轄簡易裁判所に申請した事をご通知致します。

契約会社、訴訟内容等は担当職員にてお調べ致します
当センターは原告側からの最終通知、また御本人様と訴訟内容を
確認する機関の為、個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡
をお願い致します。

このまま連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼
出状送達後に出廷となります。
更に放置しておくと、相手側の言い分どおりの判決が下り、執行官
立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事があり
ますので、ご注意ください。

※個人情報を悪用し、民事裁判制度を利用する業者なども確認さ
れていますので、身に覚えがない方も早急にご連絡下さい。

尚、当センターは貴方に対して金銭等の請求はしておりません。

相談窓口受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

総合相談窓口(相談管理課) 03-

〒100-0004 東京都千代田区大塚町 2-7-2 第一ビル 2F

特定非営利活動法

消費者情報確認センター